

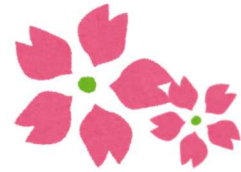
令和8年度 奈良県高校生等奨学給付金

しょうがくきゅうふきん

国公立用
令和8年度
新入生向け



前倒し支給



- 奈良県教育委員会では、国公立高等学校等へ通う高校生等がいる保護者等全員の道府県民税と市町村民税の所得割合計が182,500円未満の世帯(専攻科は264,500円未満)に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため返還不要の奨学給付金を支給しています。
- 特に負担の重い新入学の時期に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し奨学給付金の一部(4月～6月分相当額)の前倒し支給を行います。

※残りの4分の3の額を受給するためには、7月にもう一度申請手続きが必要です。一度の申請で年額の支給を希望する場合は、7月に通常分の申請をしてください。

支給要件

令和8年4月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等**全員**の道府県民税と市町村民税の**所得割合計が182,500円未満(専攻科は264,500円未満*)**、または**生活保護受給世帯(生業扶助受給)**であること
(*専攻科の詳細については学校にお問い合わせください)
- 高校生等が国公立の学校等に在学し、**令和8年度の入学者**であること
- 高校生等が高等学校等就学支援金等の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校専攻科修学支援金の補助対象となる者も含まれる。)

【注意事項】

- ※特別支援学校の高等部および専攻科の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額

		年額予定額	前倒し支給 (今回支給額)	7月以降 給付予定額
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	8,075円	24,225円
非課税世帯 【生活保護(生業扶助)受給世帯は除く】	全日制・定時制	143,700円	35,925円	107,775円
	通信制・専攻科	50,500円	12,625円	37,875円
保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が105,500円未満の世帯(非課税世帯は除く)	全日制・定時制	47,900円	11,975円	35,925円
	通信制・専攻科	16,830円	4,207円	12,623円
保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が105,500円以上、182,500円未満の世帯	全日制・定時制	35,930円	8,982円	26,948円
	通信制	12,630円	3,157円	9,473円
保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が105,500円以上、264,500円未満の多子世帯	専攻科	12,630円	3,157円	9,473円

※専攻科では一部で支給額が異なる場合があります。詳細は在学学校へお問い合わせください。

* 必要書類 *

申請区分に応じて、以下の書類を提出してください。

課税証明書：令和7年度の課税証明書を提出してください

6月以降は、自治体によって「令和8年度課税証明書」が発行されるようになります。
誤って「令和8年度課税証明書」を提出しないようご注意ください。

	申請書※	国籍等に関する証明書	生活保護受給証明書	課税証明書	口座振替申出書
○生活保護（生業扶助）受給世帯	●	●	●		●
○生活保護受給世帯以外	●	●		●	●

※専攻科の詳細は、在学学校へお問い合わせください。

上記の申請書様式については、**在学する高等学校等の事務室等**で配布されますので、必要な方は在学学校へお問い合わせください。また、県教育委員会事務局学校支援課のホームページからダウンロードすることもできます。※申請書は必ず両面印刷してください。

◆ダウンロードはこちらから→

奈良県 国公立奨学給付金

検索

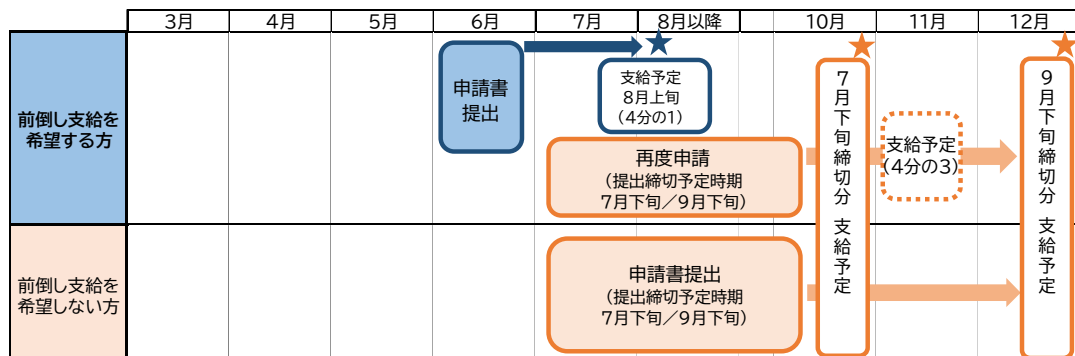
* 提出方法 *

必ず各学校で定める提出期限内に、**在学学校**に提出してください。

在学する高等学校等から県教育委員会への提出となります。（提出期限後は受付できません）

* 支給スケジュール *

前倒し支給が認定された場合、8月上旬ごろに支給します。なお、残額を受け取るためには、再度申請が必要です。



前倒し支給では、令和7年度の課税証明書により審査しますが、7月の申請では、令和8年度の課税証明書であらためて審査します。

前倒し支給は希望する方のみです。

前倒し支給を申請しなくても、令和8年7月頃に通常の給付金(年額一括給付)の申請をしていただき、要件を満たしていることが認定されれば年額が一括支給されます。

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生等向けのものです。
詳細については、**在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。**